

## 子どもの医療費助成の拡充を求める意見書

少子化や子どもの貧困が深刻化する中、子どもの医療費は子育て世帯に重い負担になっている。親の経済的状況に左右されることなく、全ての子どもが必要な医療を受けられる環境づくりが急務である。

現在、佐賀県内全ての市町において、中学校卒業まで入院・通院とも医療費助成が行なわれているが、市町に対する佐賀県の医療費助成は未就学児までであることから早急に中学校卒業まで医療費助成の拡充が必要である。

また、医療費助成を現物給付している自治体に対しての、国民健康保険国庫負担金の減額調整措置は不合理であり、早急に見直しが必要である。

よって「子育てし大県“さが”」を標榜する佐賀県において、以下の2点を実行されるよう求める。

### 記

1. 佐賀県の医療費助成制度の対象年齢を中学校卒業まで拡充すること。
2. 国に対して、現物給付を理由とした国民健康保険国庫負担金の減額調整措置の廃止を求ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月15日

みやき町議会

佐賀県知事 山口 祥義 様

## 佐賀県の子どもへの医療費助成制度の拡充を求める意見書

少子化や子どもの貧困が深刻化するなかで、子育て世代が経済的な心配をせずに子どもを産み育てられる環境づくりが求められている。なかでも子どもの医療費は子育て世代にとって負担が重いため、親の経済状況や居住地に左右されることなく、全ての子どもたちが必要な医療を受けられるための環境づくりは急務である。

本来的には全国知事会や市長会が求めているように、全国統一での子ども医療費助成制度の拡充が必要であると考えるが、それが実現するまでの間、まずは佐賀県が必要と認識して国に求めている医療費助成制度の拡充を行うべきである。

また医療費助成を現物給付で行っている自治体への国民健康保険国庫負担金の減額調整措置は、地方からの要請を受けて、平成30年度から未就学児分について廃止されたものの、それ以降の分については依然として不合理な調整措置がなされており、早急な見直しが必要である。

よって佐賀県においては、「子育てし大県“さが”」を標榜する以上は、次の2点について実施されるよう要請する。

- 1 佐賀県内では住民の要望に応えて、全ての自治体で中学校卒業までの現物給付方式による医療費助成が実施されている。さらに上乗せしている自治体もあるが、今後、居住地によるサービス水準の格差が広がらないよう、以前から市長会が要望している中学校卒業までの医療費への半額補助を創設すること
- 2 国に対して、現物給付方式を理由とした国民健康保険国庫負担金の減額調整措置の廃止を強く求めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月21日

伊万里市議会

佐賀県知事　山口祥義様

## 子どもの医療費助成の拡充を求める意見書

コロナ禍のもと、少子化や核家族化が進んでいるなかで、安心して子育てができる環境づくりは大きな課題となっている。

特に、次世代を担う子どもたちの健康は、社会全体で支える必要性が高く、子どもに係る医療費の助成については、保護者の経済的負担の軽減に直接つながり、人口減少対策としても極めて重要なものとなっていることから、唐津市においても、中学卒業までの子ども医療費助成事業を実施している。

「子どもの医療費助成」を実施している市町について、佐賀県は、未就学児までの子どもの医療費助成については半額の助成をされているが、県内すべての市町において、中学卒業まで、もしくは18歳まで対象年齢を引き上げ、子どもの医療費について、保護者負担がかからないように措置されているのが現状である。

その一方で、各市町は、制度維持に多額の一般財源を投じており、また、市町間でも対象年齢や助成方法等に相違が生じている。

近隣では、長崎県が、18歳までの医療費助成について拡充を進めることを知事が表明され、福岡県では、これまで小学6年生以下を対象にしていた子どもの医療費助成制度を令和3年度から中学3年生まで拡大している。

県内のどこに住んでいても、等しく安心して子どもを生み育てることが、本来のあるべき姿であり、それを保障することは、県の責務であると考える。

よって、県の責任において、まずは県内すべての市町がすでに助成の対象としている中学卒業までの子どもの医療費に対する助成を拡充するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年3月23日

唐津市議会

佐賀県知事 山口 祥義 様

